一〇七九	滝川演習場	滝川市	国有
一〇八一	倶知安高嶺演習場	北海道磯谷郡蘭越町	国有
三〇三五	習志野演習場	船橋市、八千代市	国有

土地：約三、五〇〇平方メートル
工作物：下水等
訓練施設：として追加提供する。
使用期間：令和八年一月十日から同年二月十五日までの間
陸上自衛隊滝川駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地：約二〇四、〇〇〇平方メートル
工作物：約三〇〇平方メートル
訓練施設：として追加提供する。
使用期間：令和八年一月十日から同年二月十五日までの間
陸上自衛隊倶知安駐屯地ニセコ演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地：約一、〇七一、〇〇〇平方メートル
建物：約一一、〇〇〇平方メートル
工作物：水道等
空挺降下用地等として追加提供する。
使用期間：令和八年一月三日から同月十九日までの間
陸上自衛隊習志野演習場及び陸上自衛隊習志野駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○東北地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十五日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間
十三号	横手市大屋新町字小松原一五四番四から同市大屋新町字小松原四番まで

供用開始の期日　令和七年十二月二十五日

○東北地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十五日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間
十三号	横手市大屋新町字小松原二二六番三から同市大屋新町字小松原二八二番一まで

供用開始の期日　令和七年十二月二十五日

○東北地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十五日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間
四号	青森県三戸郡三戸町大字目時字上川原一四番一から同町大字目時字中野一〇七番二まで

供用開始の期日　令和七年十二月二十五日

○中部地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十五日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間
二十三号	津市河辺町字門脇二六五二番一から同市長岡町字井戸九七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　令和七年十二月二十五日

○北海道開発局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十五日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道足寄郡陸別町勲禰別国有林十勝森林計画区十勝東部森林管理署一一二四林班ち小班地先から同町字利別川上一〇三番一地先まで	前	一二・五一～三五・五二メートル	〇・〇六九キロメートル
	後	一二・五一～三七・九一メートル	〇・〇六九

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十五日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間
二百二十七号	北斗市中山二〇六番一から同市中山二〇八番一まで

供用開始の期日　令和七年十二月二十五日

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部